

平成 30 年 6 月 9 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04355

研究課題名(和文) ヨーロッパにおける多様性のなかの統合を目指す多文化教育(仏英比較研究)

研究課題名(英文) Education for Diversity in Europe

研究代表者

小山 晶子(Oyama, Seiko)

東海大学・教養学部・准教授

研究者番号：00645179

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスとフランスの複数都市の学校を訪問し、インタビューを含む調査を実施した。移民に対する教育政策は、2010年以降に大きな転換が両国で見られた。イギリスでは、エスニック・マイノリティに対する学習支援のための補助金が終了し、多くの公費維持学校がアカデミーへと移行した。フランスでは、新規入国者の受け入れは、通常学級に開かれた単位での受け入れへと改正された。このような教育政策の変化と、増え続ける移民の子どもの学習支援について、二国の政策と実態を比較し、学校教育における多様性への配慮について、ヨーロッパ諸国が直面する課題を検討するための資料を蓄積することができた。

研究成果の概要(英文)：Thanks to the research funding, I could pursue the empirical research in three different cities in England and France. Through the interviews with class teachers and special staffs for ethnic minority children at school, I could find out the impacts of new education policies including academisation and funding cuts on the specialised supports for EAL children in England. The new start as a unity instead of a class for new arrivals in French public schools encourages teachers to work together for their education and inclusion by introducing a whole school approach. In addition, the Member States of the European Union are more and more encouraged to reform the national education policies to meet the requirements related to the Benchmarks set under Education and Training 2020.

研究分野：比較教育 政治社会学

キーワード：移民 教育政策 多様性 イギリス フランス EU

### 1. 研究開始当初の背景

(1) フランスの公立学校では、2012年の通達によって、ニューカマーの生徒を対象とした受入れ学級が、外国語を母語とするニューカマーのための教育単位へと変更され、通常学級への参加と統合を積極的に促す政策へと転換した。

(2) イギリスでは、エスニック・マイノリティを対象とした学習支援のための予算は、2012年をもって終了し、エスニシティに限定されない学業不振のリスク要因に着目した予算へと包括されることになった。

### 2. 研究の目的

(1) フランスの公立学校において、ニューカマーの生徒が、外国語を母語とする教育単位(UPE2A)において取り出しの学習支援を受けつつ、通常学級のいくつかの授業に参加することによって、どのように学校教育へ適応しているのかについて、学校における調査と教員へのインタビューを通して考察する。

(2) イギリスでは、エスニック・マイノリティ学業達成補助金が廃止されたと同時に、2010年以降の連立政権下で、公費維持学校がアカデミーへと移行する傾向がみられた。アカデミーは、地方当局の管轄から自律して学校を運営することが可能である。エスニック・マイノリティに対する補助金の廃止とアカデミー化という教育政策の新たな展開が、学校における移民の子どもに対する学習支援にどのような影響を及ぼしたかについて分析する。

(3) 移民の子どもたちの学力は、OECDのPISAによる各国別の統計をはじめとし、EUレベルでも注目されている。それは、EU加盟国の複数の国において、移民背景をもつ子どもたちの高等教育進学率が低く、早期離学率も高い傾向がみられることが背景として挙げられる。EUは、教育政策領域については、加盟国に対して支援的権限しか有しない。その一方で、経済的成長戦略の枠組みのなかで、若者の失業率を抑制する政策として、教育・訓練政策との連携を想定した政策改善のための勧告および提言が加盟国に対して出されている。そこで、EUが教育訓練政策の数値目標を掲げることによって、加盟国はどの程度その数値目標を達成させるために国内の教育制度および政策の改革を促されているかについて考察する。

### 3. 研究の方法

(1) フランスでは、ボルドー市とパリ市(近郊を含む)の二都市において、公立小・中学校を訪問し、外国語を母語とするニューカマーのための教育単位を担当する教員へのインタビューを行い、また授業の進め方について観察を行った。さらに、ボルドーとパリの大学区でニューカマーの受入れ指導、教員研修などを担うCASNAVを訪問し、ニューカマ

ー生徒の受入れを担当している教員の研修に同席し、教員にインタビューを行った。

(2) イギリスにおいては、ノッティンガム市、リーズ市、ロンドン市(近郊を含む)の三都市にて、公費維持学校およびアカデミーなどの初等および中等学校を訪問した。その際に、英語を追加言語とする生徒(EAL)に対して補足的な学習支援を行う担当教員にインタビューを行った。また、2012年までには教育当局に在籍していたエスニック・マイノリティの学習支援の専門家の中なかでも、その後も教育当局に残ったスタッフと、当局から独立して学習支援団体を形成しているスタッフの両者にインタビューを行い、予算が廃止されたことによる学習支援の現場への影響について考察を行った。

### 4. 研究成果

(1) 2012年の通達によって学級から教育単位となったニューカマー生徒の受入れ体制であるが、それ以前の学級からニューカマー生徒の受入れを担当してきた教員については、学校に到着後の一定期間は取り出し授業を集中的に行う指導を継続しているケースも多々みられた。その一方で、教育単位へと名称が変更したことで、通常学級への適応を優先させる学校もみられた。その適応は、生徒毎にそのプロセスを短期間で実現させるケースや、想定されている期間より長めに教育単位における取り出し授業で学習支援を継続させるケースもみられた。したがって、ニューカマー生徒の受入れは、制度的に変化が生じた一方で、学校では、担当教員と通常学級教員の裁量、および各生徒のフランス語能力に伴う学校文化への適応力などに配慮しつつ、学校への適応を促されていることが判明した。

(2) 通常学級へ開かれた教育単位での受入れを目指す方針の下では、ニューカマー生徒の受入れを担当する教員と通常学級の担任や教科担任との連携が不可欠となる。2012年以前から、美術や保健・体育などの授業については、生徒の学齢に合わせた通常学級に参加するケースはみられた。近年では、学校によって多様な教育手法が実施されている。

例えば、ボルドー市内のある中学校では、美術の授業の延長として校内中庭で庭園造りを担い、別の中学校ではフランス語習得の一環としてミュージカルを演出し、学外のダンス講師に踊りを学ぶ事例が観察された。ニューカマー受入れ教員は、フランス語教員と専科教員が連携したプログラムを通してフランス語習得と学校文化への適応を促している。

さらに、パリ市近郊の中学校では、数学の教員が、フランス語能力が異なるニューカマーの受入れ単位で授業を行い、生徒の学力に応じた配布資料を用いることで授業を進めていた。このように、ニューカマーの受入れ教育単位の教員を、1人のフランス語指導の

教員に限定しないことによって、当単位を担当する教員間のコミュニケーションと協働が形成されつつある学校もみられた。

(3) フランスでは、1970年代から継続して設置されてきた受入れ学級が、2012年の通達で学級ではない教育単位へと変更されたことにより、学校レベルでのニューカマー生徒の受入れは多様化しつつある傾向がみられた。なかでも、このような受入れの制度的変化は、受入れ担当教員による学習支援内容の質と、ニューカマー生徒の学校文化への適応能力と学力という主に二つの側面において新たな課題をもたらしていることが判明した。

ニューカマー生徒の受入れ担当教員であるが、従来の学級では、常勤の教員が担当しているケースが多くみられた。学級から教育単位へと移行した後は、複数の学校における教育単位を兼担する教員のポストが増加しており、各学校の専属教員としてのポストは減少している。このような複数校を担当する教員は、生徒個人と向き合う時間が限られており、場当たりの対応を迫られるケースもあると言う。また、このような複数校を担当する教員のポストでは、ニューカマー生徒へのフランス語指導経験や資格等を要求されないケースもあるため、CASNAVなどの関係者からは、学習支援内容の質の低下を危惧する声も聴かれた。

もう一つの側面は、ニューカマー生徒によって、受入れ教育単位で過ごす時間に差が生じていることがあげられる。通常学級への適応を優先させるため、それが可能な生徒は、教育単位で過ごす時間を短縮することができる。その一方で、通常学級への適応が困難であると判断される生徒は、取り出し授業を受ける時間が長くなるため、さらに通常学級への適応が遅くなる。このように、学校文化により開放的な枠組みにおける受入れへの制度的な変化は、通常学級へ順調に適応可能な生徒により有効であるといえるが、それ以外の生徒にとっては、学校文化への適応にさらなる障壁を感じるリスクが否めない。

したがって、受入れ教育単位への制度改革によって、担当教員の質保障の問題と、学業不振に陥りやすい傾向にある生徒等について、着目していく必要がある。

(4) エスニック・マイノリティ学業達成補助金が廃止された以降は、英語を追加言語とする生徒に対する教育的支援は、学校の裁量によって実施されている。公費維持学校では、学校に直接交付される学校特定交付金のなかに組み込まれる「ピューピル・プレミアム」補助金を、これらの生徒の学習支援に充てている。しかし「ピューピル・プレミアム」補助金は、主に無償給食を受給する資格者や特別な教育的ニーズが必要となる生徒を対象とした特別な教育的支援を実施するための予算である。そのため、英語を追加言語とする生徒に対する学習支援に、従来と同じよう

な予算を配分するか否かについては、学校側の判断に委ねられている。公費維持学校は、地方当局と連携しつつ、英語を追加言語とする生徒に対する学習支援を続けることが可能である。

(5) その一方で、地方当局から自律して学校運営を行うアカデミーでは、英語を追加言語とする生徒に対する教育的支援についても、プリティッシュ・カウンシルや別の独立した団体を頼る傾向がみられる。独立した団体とは、従来地方当局でエスニック・マイノリティに対する学習支援を担うことでその知識と経験を蓄積させた個人が形成しているものも含まれる。このような団体は、従来のように地域の近隣の学校への支援だけではなく、全国的にその支援活動を展開することで、活動の維持をはかっている。

(6) エスニック・マイノリティや英語を追加言語とする生徒は、アカデミーのなかでも、学業不振に陥る生徒の学力改善がみられず、学校運営も芳しくないため、公費維持学校からの移行を余儀なくされたスポンサー・アカデミーに比較的多く在籍している。またその割合は、フリー・スクールにおいて非常に高くなっている。したがって、英語を追加言語とする生徒が多く在籍するスポンサー・アカデミーやフリー・スクールにおいて、これらの生徒がどのような学習支援を受けているのかについて、調査を継続する必要がある。

(7) 2017年1月時点で、初等・中等学校のアカデミーは6000校を超えている。そのうちの半数以上が、マルチ・アカデミー・トラストに属しており、各トラストの方針に基づいて運営されている。マルチ・アカデミー・トラストの学校運営形態は、その種類も規模も多様であり、初等・中等学校やフリー・スクールなどもその傘下にあるグループもみられる。そして、そのパフォーマンス(成果)についても、公費運営学校にみる学業達成度の平均値よりも高いトラストがある一方で、低い学業達成度にしか到達できていないトラストもある。

したがって、マルチ・アカデミー・トラストの学校運営形態によって、傘下にあるアカデミーの英語を追加言語とする生徒の学業達成度も異なる、との仮説を立てることが可能となる。最終年度に行ったアカデミーの中等学校2校への調査から、英語を追加言語とするニューカマー生徒の受入れとその教育的支援の体制は、トラストの方針によって異なることが明らかとなった。引き続き、アカデミーへの移行と、属するトラストの運営方針が、アカデミーに在籍する英語を追加言語とする生徒の学力にどのような影響を及ぼしているのかについて、考察を行う必要がある。

(8) さいごに、EUにおける多文化教育の方向性について、イギリスとフランスにおける移民の子どもに対する教育政策の新たな展開を比較分析することから考察を試みた。イ

ギリスとフランスにおいて導入された新たな教育政策であるが、両国ともに、移民背景に配慮した教育的支援よりも、受入れ社会における学校文化への適応を通して、学力を向上させることにより、社会統合を促すことを優先課題としている傾向がみられた。その背景には、EUが掲げる教育政策では、加盟国において若者の失業率を抑制するための施策を講じることが優先課題として掲げられていることが指摘できる。したがって、EU加盟国であるイギリスとフランスにおいても、移民背景をもつ生徒の、異なる文化的背景に配慮するだけではなく、彼ら彼女らが学業不振に陥る複数のリスク要因（社会経済的剥奪、母語、就学経験の有無、到着時の年齢、特別な教育的ニーズなど）に着目した教育政策を展開する必要性が正当化されているといえる。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

##### 〔雑誌論文〕(計2件)

小山晶子「EUの教育政策にみるガバナンスの展開と課題 外国語教育政策と早期離学を抑制するための教育政策に着目して」『教養学部紀要』東海大学、第48輯(2017)、2018年3月、57-74頁、査読有。

小山晶子「イギリスの連立政権下における多文化教育政策の転換 アカデミー政策と地方当局の権限低下による影響」『教養学部紀要』東海大学、第47輯(2016)、2017年3月、81-98頁、査読有。

##### 〔学会発表〕(計3件)

小山晶子「イギリス連立政権下における移民の子どもに対する教育政策の転換 アカデミー政策と地方当局の権限低下による影響」第53回日本比較教育学会、2017年6月25日、東京大学。

小山晶子「欧州難民危機と仏英における子どもの学習権保障」第52回日本比較教育学会、2016年6月24日、大阪大学。

小山晶子「フランスとイギリスにおける移民第二世代に対する教育政策の比較」日本移民政策学会、シンポジウム『ヨーロッパにおける移民教育政策と移民第二世代の学校適応』、2015年12月12日、中央大学。

##### 〔図書〕(計6件)

小山晶子「イギリスの教育制度における移民第二世代」山本須美子編『ヨーロッパにおける移民第二世代の学校適応』明石書店、2017年1月、67-80頁。

小山晶子「フランスにおける移民教育政策 第二世代に対する教育政策の不在

」山本須美子編『ヨーロッパにおける移民第二世代の学校適応』明石書店、2017年1月、113-126頁。

小山晶子「EUにおける教育政策と移民の社会統合」山本須美子編『ヨーロッパにおける移民第二世代の学校適応』明石書店、2017年1月、127-139頁。

小山晶子「フランスとイギリスにおける移民の出身言語と文化の教育」園山大祐編『岐路に立つ移民教育 社会的包摂への挑戦』ナカニシヤ出版、2016年7月、240-255頁。

小山晶子・菊地かおり「イングランドにおける学業不振のリスク要因分析 追加言語としての英語(EAL)への着目」園山大祐編『岐路に立つ移民教育 社会的包摂への挑戦』ナカニシヤ出版、2016年7月、180-192頁。

小山晶子「非EU市民の受け入れ方 第三国国民の統合政策による同化と排除」白井陽一郎監修『EUの規範政治』ナカニシヤ出版、2015年6月、233-249頁。

##### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

##### 〔その他〕(計2件)

###### 雑誌掲載記事

Seiko OYAMA, "Migrant children at Public Schools in Japan", *EAL Journal*, NALDIC, summer 2017, p.15.

###### 書評

小山晶子、中野裕二ほか編『排外主義を問いなおす』フランス教育学会紀要、2016年9月。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

小山 晶子(OYAMA, Seiko)  
東海大学・教養学部・准教授  
研究者番号：00645179